

## シルバー人材センター利用契約書（ひな形）

株式会社●●●●（以下「発注者」という。）と公益社団法人橋本市シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して●●●●業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

### 第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

### 第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金●●●●、●●●●円とする（or 合計額がわかる（計算できる）式等で記載）。

（例）●●作業●m<sup>2</sup>あたり●●円に対し、実施した作業量に乗じて得た額と消費税額の合計。

### 第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和●●年●月●日から令和●●年●月●日までとする。

### 第4条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、和歌山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第5条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場

合についても同様とする。

この契約の証として、本書2部を作成し、発注者、センターそれぞれ1部を保有する。

令和●●年●●月●●日

(住 所)

(相手方名称)

(センター住所)

和歌山県橋本市市脇一丁目1番1号

(センター名称)

公益社団法人橋本市シルバー人材センター